

「国境を越える電子商取引の法的問題に
関する検討会」報告書(概要)

2010年9月

1. 日本の電子商取引事業者の国際展開の進展
 2. 国境を越える電子商取引への期待と法的リスク
 3. 本検討会の目的
 4. 本検討会で扱った論点
 - 【論点1】事業者間取引(BtoB取引)における基本ルール
 - 【論点2】事業者・消費者間取引(BtoC取引)における基本ルール
 - 【論点3】製造物責任関連の適用
 5. 国境を越える電子商取引に取り組む上での留意点(検討会からのメッセージ)
- (参考1) 海外IT関連法制度
(参考2) 電子商取引に関する国際的な議論
(参考3) 「国境を越える電子商取引の法的問題に関する検討会」委員名簿
(参考4) 検討の経緯

1. 日本の電子商取引事業者の国際展開の進展

- 世界におけるインターネット利用者数の増加に伴い、日本の電子商取引事業者による国際展開も進展している。
- 特に、中国のインターネット利用者数は2009年末で3.84億人と世界の規模となっている。中国を中心としたアジアのインターネット市場の拡大は、電子商取引事業者の国際展開の動きを加速化している。
- こうした中、物流・決済事業者等、複数の事業者が連携して海外市場向けの電子商取引サイトを構築するケースも見られる。

2009年度からの電子商取引関連事業者の国際展開に関する主な報道ぶり

○ 電子商取引事業者・インターネット・ショッピングモール関連

セシール	2009年6月	アリババのサイトで取り扱う商品数を大幅に充実させて中国の法人・個人事業主向けの衣料品販売を拡大。
ヨドバシカメラ	2009年7月	中国語で独自サイトを開設。日本の店で扱うカメラレンズや炊飯器、美容、家電などを中国の消費者向けに販売を開始。
DeNA	2009年9月	中国携帯向けSNS天下網に出資。中国モバイル事業に期待。
楽天	2010年1月	中国で、百度と共同でモール設立。出店者は中国企業を対象。
ディノス(フジHD)	2010年2月	台湾のショッピングサイトに同社として初の海外への商品供給開始。美容、インテリア、アパレルを中心。台湾に在庫を置き購入者宅へ配送。
ヤフー	2010年5月	中国のネット通販大手「淘宝(タオバオ)」と、日中間のネット通販で提携すると発表。
楽天	2010年5月	米国の電子商取引サイト「Buy. com」を買収し米国で電子商取引事業に進出すると発表。また、インドネシアの複合メディア企業、グローバルメディアコムと合併会社を設立し、同国での電子商取引事業に参入。

○ 複数の事業者による連携事例

ECAA	2009年4月	アジア各国でEC事業を行う企業支援のための団体。SBIベリトランスをはじめ、郵便事業会社、全日空、ネット広告のアドウェイズ、サイト構築のシステムインテグレータ等から構成。
中国ECフォーラム	2009年12月	中国EC市場進出のための課題解決に関するディスカッション・フォーラム。設立時の幹事会メンバーは、ウェブアーク、WIPジャパン、ターゲットメディア、帝国データバンクネットコミュニケーションの4社。

2. 国境を越えた電子商取引への期待と法的リスク

- インターネットを活用すれば、現地に拠点を置くことなく海外に進出することも可能である。多額の投資が必要ないことから、海外に販路を拡大するツールとして、国境を越えた電子商取引の活用が期待が高まっている。
- 一方で、国境を越えた取引に関しては、相手国の言語の問題や決済・物流面でのビジネスパートナーの問題に加え、取引相手との間に争いが発生した場合に、どの国の裁判所でどの国の法にしたがって紛争解決が図られるかが不明確といった法的リスクも存在している。このような法的リスクの分析には、外国法に関する専門的知見が求められる。



- 取引等に使用する言語: 日本語
- 決済事業者、配送事業者: 日本の事業者
- 守るべき法規制: **日本の法規制**
- 紛争解決のための裁判所・適用される法規: **日本の裁判所、日本法**



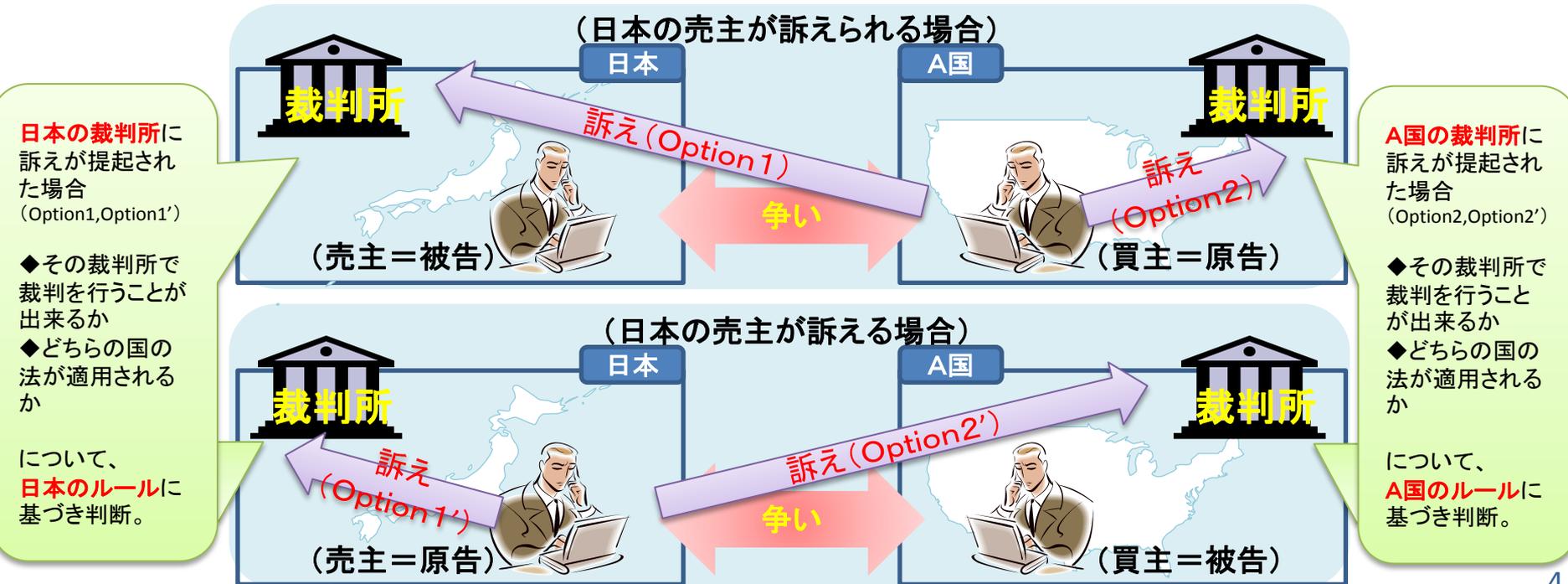
- 取引等に使用する言語: 外国語?
- 決済事業者、配送事業者: 外国の事業者?
- 守るべき法規制: **外国の法規制? 日本の法規制?**
- 紛争解決のための裁判所・適用される法規: **外国の裁判所? / 外国法? 日本法? 日本の裁判所? / 日本法? 外国法?**

3. 本検討会の目的

- 一般的に、国境を越えた商取引に関する争いを裁判で解決しようとする場合には、①どちらの国の裁判所で争うことができるのか（**国際裁判管轄の問題**）、及び、②どちらの国の法律が適用されるのか（**準拠法の問題**）が問題となる。各国は、これらの問題についての判断基準となる何らかのルールを有している。
- 本検討会では、国際裁判管轄及び準拠法について具体的な事例を想定しながら各国のルールの内容を分析し、我が国の事業者が越境取引を行う際の法的リスクを小さくするための留意点を明らかにすることを試みた。

世界各国の国際裁判管轄・準拠法について規定する法規の主なもの

	日本	EU	台湾	韓国	米国	中国
国際裁判管轄	※ 明文規定なし	ブラスセル I 規則	※ 明文規定なし	国際私法	※ 統一の規定なし (州毎に判断)	民事訴訟法
準拠法	法の適用に関する 通則法	ローマ I 規則 ローマ II 規則	涉外民事法律 適用法	国際私法	※ 統一の規定なし (訴訟が提起された 裁判所の州の抵触 法ルールで判断)	民法通則、契約法、 最高人民法院・涉外民事又は商事紛 争案件の心理に関する法律の適用に 関する若干の問題についての解釈



4. 本検討会で扱った論点

○ 本検討会においては、我が国の事業者がインターネットを介して行う海外向けの商品販売又はサービス提供について争いが生じる場合を類型に分け(以下、【論点1】～【論点3】)、それぞれについて具体的な事例を想定しつつ、**日本の裁判所で裁判が行われる場合**及び**相手国の裁判所で裁判が行われる場合**について、次の点がどのように判断され得るかを分析した。

- (1) その国の裁判所で争うことができるのか (国際裁判管轄が認められるかどうか)
- (2) どちらの国の法律が適用されるのか (準拠法はどちらの国の法か)

【論点1】 (事業者間取引 : BtoB)

日本の電子商取引事業者が、外国の事業者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、契約成立の時期や要件、契約履行の考え方など、取引の基本的なルールについては、どこの国の法律が適用されるか。

【論点2】 (事業者・消費者間取引 : BtoC)

日本の電子商取引事業者が、外国の消費者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、どこの国の法律が適用されるか。

【論点3】 (製造物責任)

外国の消費者が、日本の電子商取引事業者からインターネットを介して購入した商品を使用したところ身体に被害が生じたとして、当該商品を製造した別の日本の事業者に損害賠償を請求している。この場合、どこの国の法律が適用されるか。

論点1:事業者間取引(BtoB)

【論点1】(事業者間取引: BtoB)

日本の電子商取引事業者が、外国の事業者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、契約成立の時期や要件、契約履行の考え方など、取引の基本的なルールについては、どの国の法律が適用されるか。

(1) 日本の事業者が相手国の事業者に訴えられる場合 (日本の事業者=被告)

		日本からEU加盟国向けに商品を販売する場合	日本から米国向けに商品を販売する場合
相手国の裁判所で訴えられる場合	裁判可能かどうか(国際裁判管轄)	EU加盟国での裁判 どの国の裁判所で争うかについての事前合意があれば、 原則合意に従う 。 合意が無い場合は、判断は 裁判所の所在する国毎に異なる 。	米国での裁判 どの国の裁判所で争うかについての事前合意があれば、 原則合意に従う 。 合意が無い場合は、 原則裁判不可能であるが、州によってはその州との間に「最小限の接触」があれば裁判可能となる可能性もある (その州において継続的かつ組織的に活動している場合等)。
	適用される法規(準拠法)	準拠法についての合意があれば、 原則合意に従う 。 合意が無い場合は、 概ね日本法が適用される (売主の所在地の法が適用)。 但し、物品売買の場合は、 ウィーン売買条約が適用される場合もある 。	準拠法についての合意があれば、 原則合意に従う 。 合意が無い場合は、判断は 裁判所の所在する州毎に異なる (契約締結地、交渉を行った地、義務履行地、契約目的物の所在地、法人の設立地等が総合的に考慮された上で、最も重要な関係を有する地の法が適用)。 但し、物品売買の場合は、 ウィーン売買条約が適用される場合もある 。
日本の裁判所で訴えられる場合	裁判可能かどうか(国際裁判管轄)	日本での裁判 どの国の裁判所で争うかについての事前合意があれば、 原則合意に従う 。 合意が無い場合は、 概ね裁判可能である (被告の所在地では裁判可能)。	
	適用される法規(準拠法)	準拠法についての合意があれば、 原則合意に従う 。 合意が無い場合は、 概ね日本法が適用される (売主の所在地の法が適用)。 但し、物品売買の場合は、 ウィーン売買条約が適用される場合もある 。	

(参考)国際物品売買契約に関する国際連合条約 (ウィーン売買条約)

- 異なる国に営業所を有する当事者間の物品売買契約に関し、①これらの国がいずれもウィーン売買条約の締約国である場合、又は、②国際私法の準則によってウィーン売買条約の締約国の法が適用される場合には、ウィーン売買条約が直接適用される。
- なお、契約において、ウィーン売買条約を適用しない旨明記している場合、本条約の適用を排除することができる。
- また、消費者相手の販売には、ウィーン売買条約は適用されない。

【締結国】 日本、米国、オーストラリア、フランス、ドイツ、中国、韓国等、74カ国。先進国で批准していないのはイギリスのみ。(2010年5月17日現在)

論点1:事業者間取引(BtoB)(続き)

(2)日本の事業者が相手国の事業者を訴える場合(日本の事業者=原告)

		日本からEU加盟国向けに商品を販売する場合	日本から米国向けに商品を販売する場合
相手国の裁判所で訴える場合	裁判可能かどうか(国際裁判管轄)	EU加盟国での裁判 どの国の裁判所で争うかについての事前合意があれば、 原則合意に従う 。 合意が無い場合は、 概ね裁判可能である (被告の所在地では裁判可能)。	米国での裁判 どの国の裁判所で争うかについての事前合意があれば、 原則合意に従う 。 合意が無い場合は、 その州裁判所に「人的管轄権」があるときは裁判可能である (その州において事業者が事業活動を行っている場合等)。
	適用される法規(準拠法)	準拠法についての合意があれば、 原則合意に従う 。 合意が無い場合は、 概ね日本法が適用される (売主の所在地の法が適用)。 但し、物品売買の場合は、 ウィーン売買条約が適用される場合もある 。	準拠法についての合意があれば、 原則合意に従う 。 合意が無い場合は、判断は 裁判所の所在する州毎に異なる (契約締結地、交渉を行った地、義務履行地、契約目的物の所在地、法人の設立地等が総合的に考慮された上で、最も重要な関係を有する地の法が適用)。 但し、物品売買の場合は、 ウィーン売買条約が適用される場合もある 。
日本の裁判所で訴える場合	裁判可能かどうか(国際裁判管轄)	日本での裁判 どの国の裁判所で争うかについての事前合意があれば、 原則合意に従う 。 合意が無い場合は、判断は 具体的な事情による 。	
	適用される法規(準拠法)	準拠法についての合意があれば、 原則合意に従う 。 合意が無い場合は、 概ね日本法が適用される (売主の所在地の法が適用)。 但し、物品売買の場合は、 ウィーン売買条約が適用される場合もある 。	

論点1についての基本的な考え方

- 国際裁判管轄や準拠法について、契約等により、取引当事者間で予め合意がある場合、基本的には、当該合意内容が優先される。
- また、事前に合意がない場合においては、被告の所在地の裁判所で、売主の所在地の法律に従って紛争解決に当たることとされる場合が多い。しかし、各国の判断基準は同じではなく、実際の裁判管轄・準拠法の判断は個別の具体的な事情によっても異なる。
- なお、国境を越えた動産の売買については、国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約)の規定が直接適用される場合があることに留意する必要がある。

論点1:事業者間取引(BtoB)の想定事例 (参考)

(想定事例1) 日本企業が外国企業を相手に、インターネットでオーダー品(社名などの刺繍入り商品)を販売した。外国企業からの注文に対し、日本企業から「承諾の通知」を発信し、先方に到達したことが確認されたので製作を開始したところ、数日後に、先方企業から注文キャンセルの連絡が入った。契約の成立を主張して、代金支払請求等を行うことができるか?

日本企業が外国企業を相手にして、当該外国企業の所在国又は日本で裁判を行った場合、適用される法規に応じて、それぞれ次のように判断されることになる。(その裁判所で裁判ができるか、及びどの法が適用されるかについては、前々頁を参照。)

- ウィーン売買条約が適用される場合、原則として申込みに対する承諾が到達した時点で契約は成立しているため、その後に到達したキャンセルの連絡にかかわらず、**契約の成立を主張することができる**。
- ウィーン売買条約が適用されず、日本の国内法が適用される場合も、原則として申込みに対する承諾が到達した時点で契約は成立しているため、その後に到達したキャンセルの連絡にかかわらず、**契約の成立を主張することができる**。

(想定事例2) 日本企業が外国企業を相手に、ヴィンテージ・ワインを販売した。運送を依頼した運送事業者による配送中の事故で、販売できない状態で購入者(現地企業)に届いた。契約解除とともに損害賠償を請求されているが、応じる必要があるか?

外国企業が日本企業を相手にして、当該外国企業の所在国又は日本で裁判を行った場合、適用される法規に応じて、それぞれ次のように判断されることになる。(その裁判所で裁判ができるか、及びどの法が適用されるかについては、前頁を参照。)

- ウィーン売買条約が適用される場合、引渡しの方法や危険の負担について別段の合意がなければ、売主は買主指定の送付先において物品を買主に交付するという合意があったものと解され、物品が不適合の状態で見主が届いたことは重大な契約違反に該当する可能性が高い。したがって、**契約解除及び損害賠償請求に応じる必要がある**。
- ウィーン売買条約が適用されず、日本の国内法が適用される場合は、引渡しの方法や危険の負担について別段の合意がないときに、売主に債務不履行責任が認められるかどうか等について解釈が定まっていない。したがって、**取引の具体的事情によって結論が異なり得る**。

論点2:事業者・消費者間取引(BtoC)

【論点2】(事業者・消費者間取引: BtoC)

日本の電子商取引事業者が、外国の消費者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、どこの国の法律が適用されるか。

日本の事業者が相手国の消費者に訴えられる場合 (日本の事業者=被告)

		日本からEU加盟国向けに商品を販売する場合	日本から米国向けに商品を販売する場合
相手国の裁判所で訴えられる場合	裁判可能かどうか(国際裁判管轄)	EU加盟国での裁判 日本の裁判所で争うという事前合意があっても当該 合意は原則無効となる 。 合意が無い場合又は無効になった場合は、日本企業が消費者の居住国で 購入を誘引する活動を行ってれば裁判可能である 。	米国での裁判 日本の裁判所で争うという事前合意があれば、原則裁判不可能だが、当事者間の交渉力が著しく不均衡であること等により、 合意が無効となる余地もある 。 合意が無い場合又は無効になった場合は、 原則裁判不可能であるが、州によってはその州との間に「最小限の接触」があれば裁判可能となる可能性もある 。
	適用される法規(準拠法)	日本企業が消費者の居住国で購入を誘引する活動を行ってれば、準拠法についての 合意の有無に関わらず消費者の国の法が適用される 。	日本法を準拠法とする合意があっても、 取引が日本と「合理的な関係」を有していなければ合意は無効となる 。 合意が無い場合又は無効になった場合は、判断は 裁判所の州毎に異なるが、消費者の住所等がある州の消費者保護制度に関する規定を否定することはできない 。
日本の裁判所で訴えられる場合	裁判可能かどうか(国際裁判管轄)	日本での裁判 日本の裁判所で争うという事前合意があれば、 原則裁判可能である 。 合意が無い場合も、 概ね裁判可能である (被告の所在地では裁判可能)。	
	適用される法規(準拠法)	日本法を準拠法とする合意があつたとしても、 消費者が自らの居住国の消費者保護に関する強行規定の適用を主張すれば、その規定も適用される 。 合意が無い場合は、 消費者の居住国の法が適用される 。	

論点2についての基本的な考え方

- 事業者・消費者間取引においては、消費者の居住地において、裁判が可能であったり、その地の法が適用されたりするケースが多い。また、例え、国際裁判管轄や準拠法について、契約等により予め合意していたとしても、当該合意は無効となる場合が少なくない。
- なお、事業者・消費者間取引には、ウィーン売買条約は原則適用されない。

論点3: 製造物責任

【論点3】（製造物責任関連法の適用）

外国の消費者が、日本の電子商取引事業者からインターネットを介して購入した商品を使用したところ身体に被害が生じたとして、当該商品を製造した別の日本の事業者に損害賠償を請求している。この場合、どこの国の法律が適用されるか。

商品を製造した日本の事業者(≠販売者)が相手国の消費者に訴えられる場合（日本の事業者＝被告）

		日本からEU加盟国向けに商品を販売する場合	日本から米国向けに商品を販売する場合
相手国の裁判所で訴えられる場合	裁判可能かどうか(国際裁判管轄)	EU加盟国での裁判 概ね裁判可能である(有害な結果の発生した地では裁判可能)。	米国での裁判 原則裁判不可能であるが、州によってはその州との間に「最小限の接触」があれば裁判可能となる可能性もある。
	適用される法規(準拠法)	製造物責任については、①被害者の居住国、②製造物を入手した国、③被害の発生した国の優先順でいずれかの国の法が適用される。ただし、①、②、③のいずれにおいても販売可能性が合理的に想定できなかったような場合は、日本法(製造者の所在地法)が適用される。	判断は裁判所の州毎に異なるが、消費者の住所等がある州の消費者保護制度に関する規定を否定することはできない。
日本の裁判所で訴えられる場合	裁判可能かどうか(国際裁判管轄)	日本での裁判 概ね裁判可能である(被告の所在地では裁判可能)。	
	適用される法規(準拠法)	生産物(生産され又は加工された物)の瑕疵による被害についての生産業者の責任については、被害者が生産物の引渡しを受けた地の法が適用される。ただし、その地における生産物の引渡しは通常予見することのできないものであったときは、日本法が適用される。	

論点3についての基本的な考え方

- 製造物責任については、被害の発生した地や被害者の居住地において、裁判が可能であったり、また、被害者の居住地や被害者が製造物を入手した地の法が適用されたりするケースが多い。
- なお、商品を製造した事業者(≠販売者)と被害者との間に契約関係はないため、国際裁判管轄や準拠法について合意がある場合は原則として存在しない。

(論点2の想定事例) 日本企業が外国の消費者を相手に、インターネット上で「返品不可」と明瞭に表示した上で、衣料品を販売した。購入した外国の消費者が、商品到着5日後に返品を申し出てきたが、消費者の居住地の法律で通信販売にもクーリングオフ類似の権利が認められているという場合に、返品に応じる必要があるか？

外国の消費者が日本企業を相手にして、消費者の居住国又は日本で裁判を行った場合、適用される法規に応じて、それぞれ次のように判断されることになる。(その裁判所で裁判ができるか、及びどの法が適用されるかについては、前々頁を参照。)

- 日本法によれば、「返品不可」と明瞭に明示がされていれば、**返品に応じる必要はない**。
- 一方、消費者の居住地における消費者保護制度の適用が認められる場合には、当該消費者居住地におけるクーリングオフ類似の権利に関する規定に基づき、返品の可否が判断されることになる。例えば、EUにおいては、各国の消費者保護法制のかなりの部分において統一化が図られており、各国において少なくとも5日後のクーリングオフの申出は有効とされているため、EU加盟国の消費者保護制度が適用されるとすれば、**返品に応じる必要がある**ということになる。

(論点3の想定事例) 日本から外国の消費者を相手に販売した食品に包装過程で異物が混入してしまっていたため、それを食べた消費者の身体に不調をきたした。当該食品を製造した日本の事業者(≠販売者)は、責任を問われるか？

外国の消費者が日本の製造事業者を相手にして、消費者の居住国又は日本で裁判を行った場合、次のように判断されることになる。(その裁判所で裁判ができるか、及びどの法が適用されるかについては、前頁を参照。)

- 被害者の居住地や被害者が製造物入手した地の法が適用されることとなった場合には、**その地の製造物責任に関する法によって責任の有無が判断される**ことになる。例えば、EUにおいては、製造物責任一般に関して法制の整備・統一化が図られており、食品や農産物も製造物責任法の対象となっているため、これによって食品を製造した事業者の責任が判断される。また、米国の製造物責任法は州毎に定められているが、製造物とは、財産的価値のある生産物を広く含むうる。

5. 国境を越える電子商取引に取り組む上での留意点(検討会のメッセージ)

- 日本の電子商取引事業者が国境を越える電子商取引に係る法的リスクやコストを減らす上では、日本の裁判所で、日本法に基づき、紛争解決に取り組めるようにしておくことが望ましい。
- このためには、契約等に際して、国際裁判管轄や準拠法について、当事者間で予め合意しておくことが有効である。具体的には、取引に関するトラブルが生じた場合に、①日本の裁判所で争うこと、②裁判に際しては日本法を適用することを予め明確にしておくとともに、③ウィーン売買条約の適用の排除を望む場合にはその旨も合意内容に盛り込んでおくことが重要である。
- ただし、以上のような対策をとっていたとしても、必ずしも日本の裁判所で日本法に基づき紛争解決に取り組めるとは限らないことにも十分留意する必要がある。例えば、消費者向けの電子商取引については、上記合意の有無にかかわらず消費者が居住する国の法律が適用される場合がある。また、製造物責任については、商品の製造事業者と販売者が異なる場合、製造事業者と被害者との間に契約関係がないため、予め上記合意をしておくことは原則不可能である。
- なお、以上のように、事前の合意による法的リスクの回避には限界があることから、日本の事業者にとって、海外の法制度の情報を入手しやすい環境が整備されることも強く望まれる。

国境を越える電子商取引に取り組む上での留意点

1. 取引に係る契約締結に際し、以下の事項を明らかにしておくことが重要。これにより、日本国内における電子商取引と同等の法的環境を担保し、ある程度法的リスクを回避することができる。
 - 国際裁判管轄
トラブルが生じた場合には、「**日本の裁判所**」で争うこと。
 - 適用される法規（準拠法）
裁判に際しては、「**日本法を適用する**」こと。
(ウィーン売買条約の適用排除を望む場合には、その旨も明示する必要)
2. ただし、**消費者向けの電子商取引については、国際裁判管轄・準拠法に関する事前合意が無効となる場合がある**など、事前合意による法的リスクの回避には限界があることにも留意する必要がある。

(参考1):海外IT関連法制度

	EU	台湾	韓国	米国	中国(※)
電子商取引に関する特別法	<ul style="list-style-type: none"> ● Electronic Signature Directive [1999/93/EC] (電子署名指令) ● Legal aspects of electronic commerce ("Directive on electronic commerce") (電子商取引の特定の法的側面に関する指令) ● Unfair Commercial Practices Directive (不公正な取引慣行に関するEU指令) 	<ul style="list-style-type: none"> ● Electronic Signature Law (電子署名法) 	<ul style="list-style-type: none"> ● Fundamental e-Commerce Law (電子商取引基本法) ● Electric Signature Law (電子署名法) 	<ul style="list-style-type: none"> ● Uniform Electronic Transaction Act (UETA) ● Electronic Signatures in Global and National Commerce Act 2000 (グローバル商取引及び国内商取引における電子署名法 (E-SIGN)) 	<ul style="list-style-type: none"> ● Act on Electronic Signature, 2004/2005 (電子署名法) ● Act of Electronic Signature Services Control (電子認証サービス管理弁法) ● 電子銀行業務管理弁法
消費者保護法・広告規制法	<ul style="list-style-type: none"> ● Directive on Consumer Rights(消費者権利指令) ● Council Directive 93/13/EEC of 5 April 1993 on unfair terms in consumer contracts(消費者契約における不公正条項に関する1993年4月5日付け閣僚理事会指令) ● Directives on Distance Selling(遠距離消費者保護指令) ● EU Directive Concerning Liability for Defective Products (Product Liability Directive)(製造物責任指令) ● GPSD: General Product Safety Directive(総合製品安全指令) 	<ul style="list-style-type: none"> ● Consumer Protection Law (消費者保護法) 	<ul style="list-style-type: none"> ● Consumer Protection Law (消費者保護法) ● Laws for Consumer Protection in e-Commerce (電子商取引消費者保護法) ● Door-to-door sales Law (訪問販売法) ● Installment Payment Law (割賦取引法) ● General Contractual Conditions Restriction Law (約款規制法) ● Product Liability Law (製造物責任法) 	<ul style="list-style-type: none"> ● Federal Trade Commission Act (FTC法) ● The CAN-SPAM Act of 2003 (CAN-SPAM法) ● US SAFEWEB ACT ● Telemarketing Laws ● Uniform Consumer Credit Code (統一消費者信用法典) ● Consumer Credit Protection Act 1968 (CCPA)(消費者信用保護法) ● Fair Credit Reporting (FCRA) (公正信用報告法 (FCRA)) ● Truth-in-Lending Act 1968 (貸付真実法) ● Consumer Product Safety Act (CPSA) (消費者製品安全法) ● Consumer Product Safety Improvement Act of 2008(消費者製品安全性改善法) 	<ul style="list-style-type: none"> ● Act on Protection of Consumer Rights and Interests (消費者權益保護法) ● Act on Product Quality (製品品質法) ● Act on Advertisement (広告法) ● Regulations on Control of Advertisement (広告管理条例) ● Detailed Implementing Rules for the Regulation on Advertisement (広告管理条例施行細則) ● Price Law (価格法) ● Enterprise E*commerce Credit Essential regulation (中国企業電子商務信用基本規範) ● Internet E*mail Services Act (インターネット電子メールサービス管理弁法)
個人情報保護法	<ul style="list-style-type: none"> ● Directive on Protection of Personal Data 1995 (個人データ保護指令) ● Directive on privacy and electronic communications (2002/58/EC) (通信部門における個人データ処理及びプライバシー保護に関する欧州議会及び理事会の指令) 	<ul style="list-style-type: none"> ● Computer Personal Database Protection Law (コンピュータ個人データベースの保護に関する法律) ● Personal Data Protection Law (pending) (個人データ保護法 (検討中)) 	<ul style="list-style-type: none"> ● Laws for Private Information Protection in Public Institution (公共機関の個人情報保護に関する法律) ● Laws for Telecommunication Promotion and Information Protection (情報通信網利用促進ならびに情報保護法等に関する法律) ● Laws for Telecommunication and Security Article 3-3 (情報通信網利用ならびにセキュリティ等に関する法律施行規則) 	<ul style="list-style-type: none"> ● Privacy Act of 1974(プライバシー法(個人情報保護法)) ● Gramm-Leach-Bliley Act 1999(グラム・リーチ・ブライリー法) ● Fair Credit Reporting Act(FCRA) (公正信用報告法) ● Children's Online Privacy Protection Act (COPPA, COPA) (児童オンラインプライバシー保護法) ● Collections of Information Antipiracy Act (収集情報不正利用禁止法) ● United States Code TITLE 18 - CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE PART I - CRIMES (CHAPTER 121)(Section 2701)(電子通信プライバシー保護法) 	<ul style="list-style-type: none"> ● Personal Information Protection Law (pending) (個人情報保護法 (策定中))

※中国には、外国企業の営業活動、通販事業、インターネット開設等について、日本とは根本的に異なる規制が存在し、「参入」自体が容易ではないので、注意が必要である。また、中国では次々と新しい法令・規制が制定されているので、中国との越境電子商取引にあたっては、特に専門家に相談することが望ましい。

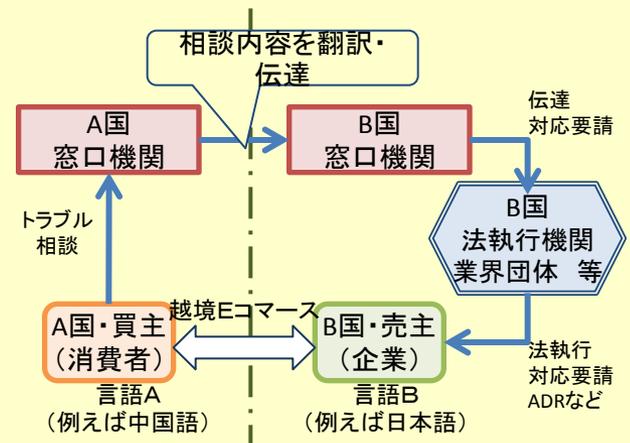
(参考2)電子商取引に関する国際的な議論

- 現在、OECDをはじめ、各方面で電子商取引に関する国際的な議論が進展しているところであり、国境を越える電子商取引に関する基盤構築の観点からも注目される。

ICA-Net構想:

International Consumers Advisory Network

- 2008年～2009年度、ERIA(東アジア・ASEAN経済研究センター)のワーキンググループで研究された国境を越える電子商取引に関する消費者トラブル相談窓口の国際ネットワークを構築するという構想。
- 市場に対する消費者信頼の向上を通じた市場発展を目指すものであり、類似するネットワークとしては、欧州のECC-Netが挙げられる。
- 本研究には、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール、タイが参加(オブザーバーとして、米国、台湾、中国も参加)。



OECD:電子商取引に関する消費者保護ガイドライン

- 電子商取引の発展に対応して適切な消費者保護政策を各国で構築するための指針として1999年に策定。
- 1999年の策定以降、モバイル取引の普及、デジタルコンテンツ取引の一般化、参加型Webの出現、未成年の関わりの増加、B2Cの規模拡大とC2Cの普及、国境を越える電子商取引の増加等、社会・市場面の状況が変化しているため、現在、ガイドラインの改訂を検討中。

ATA(アジア太平洋トラストマーク連携協定)

- 2003年に発足したトラストマーク認定事業者の連携協定(発足当初は「アジアトラストマーク連携協定」)。現在、日本、米国、EUを含む8カ国10機関が参加。
- トラストマーク運営ガイドラインの改正、トラストマークの相互認証等について現在検討中。

※トラストマーク:電子商取引サイトの信頼性を第三者が認定し、マークを付与する仕組み。

座長 早川 吉尚 立教大学法学部教授
井口 直樹 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
上沼 紫野 虎ノ門南法律事務所 弁護士
宍戸 一樹 弁護士法人曾我・瓜生・糸賀法律事務所 弁護士
土井 悦生 フォーリー・アンド・ラードナー外国法事務弁護士事務所 弁護士
松本 恒雄 一橋大学大学院法学研究科教授
丸橋 透 ニフティ株式会社コーポレート本部副本部長
吉田 一雄 清和大学法学部教授

オブザーバー

森 亮二 英知法律事務所 弁護士
法務省
経済産業省

(参考4) 検討の経緯

第1回 2009年10月23日(金) 9:30-12:30

検討会の趣旨説明

越境電子商取引の法的問題に関するこれまでの検討

海外向け販売の現状、論点案の検討

第2回 2009年12月 4日(金)14:00-16:30

電子商取引関係国際会議(日台ビジネスダイアログ、日越電子商取引法制度協調会議、ATA(アジア太平洋トラストマーク連携協定)会合、ERIAワークショップ、OECDコンファランス)の報告

欧州調査報告

論点案の検討 (日本・台湾)

第3回 2010年 1月14日(木) 9:30-12:30

電子商取引関係国際会議等(OECDコンファランス、中国現地調査、ERIA第2回ワークショップ)の報告

論点案の検討(EU・中国・台湾・日本)

第4回 2010年 2月 1日(月)14:00-17:30

電子商取引関係国際会議(ERIA第2回ワークショップ)の報告

論点案の検討(韓国・米国・中国・EU・台湾・日本)

第5回 2010年 2月17日(水)14:00-17:30

論点案の検討(EU・日本・台湾・韓国・米国)

中国の電子商取引について

第6回 2010年 3月18日(木)16:00-19:00

ドラフト(EU・日本・台湾・韓国・米国・中国)の最終検討